

10月1日は「浄化槽の日」です



浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽には「適正な管理」が必要です。

適切な管理のための
3つのポイント

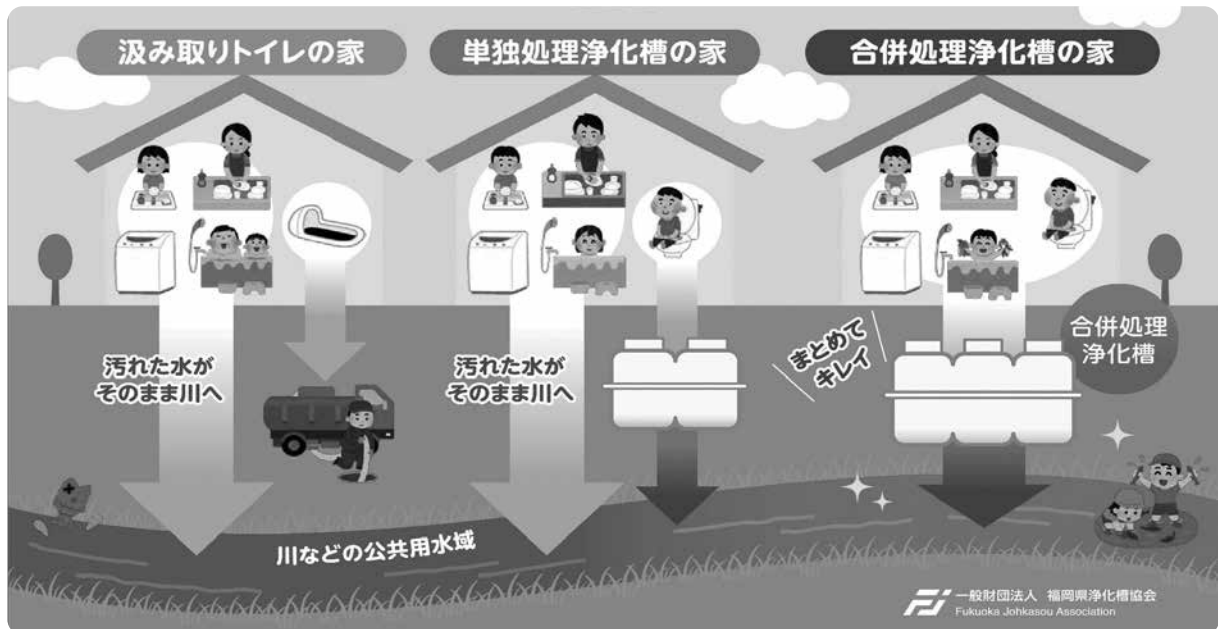
保守点検 (定期的)、**清掃** (年1回以上)、**法定検査** (年1回) の実施

※浄化槽管理者は、浄化槽を適正に管理するよう法律で義務付けられています。

単独処理浄化槽・くみ取り便槽をお使いの皆様へ

単独処理浄化槽やくみ取り便槽をご使用の場合、台所・洗濯・お風呂などの生活排水がそのまま河川に流れ、水質悪化の原因となります。

水環境保全のため、**合併処理浄化槽への転換**にご協力をお願いします。



～ 合併処理浄化槽の設置費用に対し補助金が出ます ～

設置人槽 ※A:延床面積	①設置費	単独処理浄化槽 くみ取り便槽 } からの転換 (改造の場合)	計 (①+②+③)
5人槽 (A≤130㎡)	332,000円	【加算分】 ②処分費 (くみ取り便槽) / 90,000円 (単独浄化槽) / 120,000円 ③配管設置費 / 300,000円	(くみ取り) 722,000円 (単独) 752,000円
7人槽 (130㎡<A)	414,000円		(くみ取り) 804,000円 (単独) 834,000円
10人槽 (二世帯住宅等)	548,000円		(くみ取り) 938,000円 (単独) 968,000円
11～50人槽 (共同住宅、寄宿舎等)	743,000円		(くみ取り) 1,133,000円 (単独) 1,163,000円

※補助金については各種条件があり、また工事費の融資制度もあります。詳しくは、必ず着工前に下記までお問合せ下さい。

●お問合せ 企業局下水道課 管理係 (☎内線 2241)